



2016.4.15
 コチ コンサルティング

上海市では、4月1日より、前年度平均賃金、最低賃金、社会保険納付比率の改定、昇給ガイドラインの発表が実施されましたが、“新常态”下の人事労務政策が着々と動き始めた観があります。

他地域においても、人事労務の“新常态”の象徴的な政策である、一人っ子政策廃止後の地域条例が続々と公表されています。

本号では、上海市の4月1日からの人事労務関連政策から、“新常态”における人事労務政策の動向を考察します。あわせて、主要都市の結婚休暇、出産休暇に関わる条例をご報告いたします。

内容 【人事・労務情報】

- 4月1日よりの人事労務政策変更の検証【上海市】
- 主要都市の結婚休暇、生育休暇条例更新

人事・労務情報

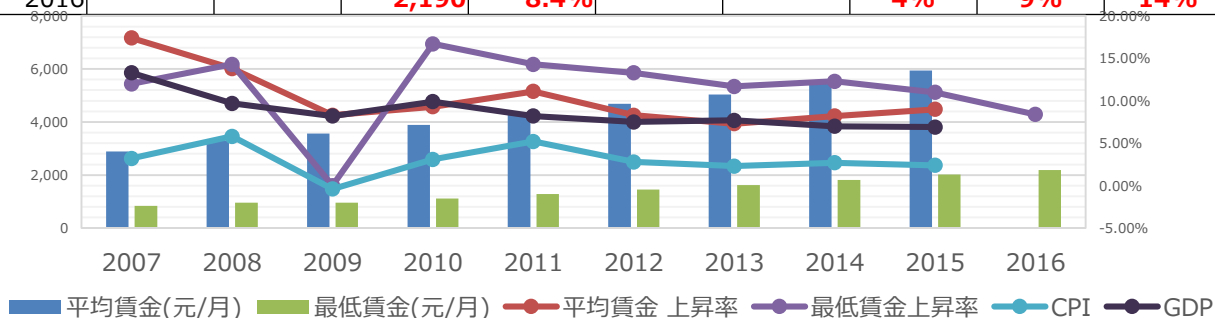
■ 4月1日よりの人事労務政策変更の検証【上海市】

上海市において4月1日より改定される人事労務政策は下記の項目です。

- ①社会保険基数の改定（2015年社会平均賃金に連動）
- ②最低賃金の改定
- ③都市従業員社会保険納付率の改定（1月1日にさかのぼって還付あり）
- ④非都市外地戸籍従業員の社会保険納付率の改定（旧制度“三険”の廃止）
- ⑤労災保険納付率の改定（2015年10月1日にさかのぼって還付あり）
- ⑥2016年昇給ガイドラインの発表

●上海市の賃金関連指数（①社会平均賃金、②最低賃金、⑥昇給ガイドライン）の動向

年度	上海市				昇給ガイドライン				
	平均賃金 (元/月)	平均賃金 上昇率	最低賃金 (元/月)	最低賃金上 昇率	CPI	GDP	下限	平均	上限
2007	2,892	17.4%	840	12.0%	3.2%	13.3%	3%	9%	12%
2008	3,292	13.8%	960	14.3%	5.8%	9.7%	5%	11%	16%
2009	3,566	8.3%	960	0.0%	-0.4%	8.2%			
2010	3,896	9.3%	1,120	16.7%	3.1%	9.9%	4%	11%	16%
2011	4,331	11.1%	1,280	14.3%	5.2%	8.2%	6%	13%	18%
2012	4,692	8.3%	1,450	13.3%	2.8%	7.5%	5%	12%	16%
2013	5,036	7.3%	1,620	11.7%	2.3%	7.7%	5%	12%	16%
2014	5,451	8.2%	1,820	12.3%	2.7%	7.0%	5%	12%	16%
2015	5,939	9.0%	2,020	11.0%	2.4%	6.9%	4%	10%	16%
2016			2,190	8.4%			4%	9%	14%



● 上海市の社会保険の改定

前年度社会平均賃金にあわせ、社会保険基数の上限・下限が改定されるとともに、社会保険納付率の企業負担分が2.5%引き下げられました（1月1日にさかのぼって還付）。同時に4月1日より労災保険の納付率が業種別に設定されることとなり、一般的な非製造業では0.4%（負担軽減措置として法定×80%の運用実施（参考：<http://cochicon.com/?p=3039>））となっています。また、旧来の非都市戸・外地戸籍従業員向け三険は廃止され、この層では社会保険料負担は企業、個人ともに引き上げられることとなります。

対象	適応期間	基数	養老保険		医療保健		失業保険		生育	労災	社会保険計	
			企業	個人	企業	個人	企業	個人			企業	個人
都市戸籍	~2016.3.31	3,271~16,353	21.0%	8.0%	11.0%	2.0%	1.5%	0.5%	1.0%	0.5%	35.0%	10.5%
非都市外地戸籍					6.0%	1.0%	-	-	-	0.5%	27.5%	9.0%
全従業員	2016.4.1~	3,563~17,817	20.0%		10.0%	2%	1.0%	0.5%	1.0%	0.2%~1.9%	32.2~33.9%	10.5%

NAVI 前号（Vol.93：3月31日）で速報をご報告しましたが、2015年度の上海市社会平均賃金は前年比9%増の5,939元/月（社保・住宅積立個人負担分、所得税を含む）（71,268元/年）、最低賃金は前年比8.4%増の2,190元/月（社保・住宅積立個人負担分、所得税等を含まず）と公表されました。

昇給ガイドラインは2015年の指導ラインより上限が2%減（16%⇒14%）、平均が1%減（10%⇒9%）、下限は変更なし（4%）と公表されました。

低賃金層には上限昇給率の適用、高賃金層は平均～下限昇給率の適用がガイドラインの意図ですが、政策的に決定される最低賃金の昇給率の低減（11%⇒8.4%）は実施されたものの、低賃金層が多い“三険”の廃止にともない、低賃金層の雇用コストは大きく上昇する結果となりました。

また、平均賃金上昇率が上昇（8.2%⇒9%）したことは、政策と市場のギャップと言えます。

労働者保護色が強い労働契約法の見直し論が上がっていますが、労働政策の全般的な調整がなければ賃金上昇、雇用コスト上昇の抑制は容易ではないことの顕れとも考えられます。

■ 主要都市の結婚休暇、生育休暇条例更新

	結婚休暇			出産休暇									
	旧		新	旧					新				
	婚休	晩婚休暇	婚休	産休	晩産休暇	難産休暇	多胎児産休	介護休暇	産休	難産休暇	多胎児産休	延長産休	介護休暇
上海市	3日	7日	10日	98日	30日	15日	15日	3日	98日	15日	15日	30日	10日
江蘇省	3日	10日	13日	98日	30日	15日	15日	10日	98日	15日	15日	30日	15日
浙江省	1-3日	12日	1-3日	98日	—	15日	15日	7日	98日	15日	15日	30日	15日
青島市	3日	14日	3日	98日	60日	15日	15日	7日	98日	15日	15日	60日	7日
天津市	1-3日	7日	3日	98日	30日	15日	15日	7日	98日	15日	15日	30日*1	7日
北京市	1-3日	7日	1-3日+7日	98日	30日	15日	15日	*2	98日	15日	15日	30日*3	15日
大連市	3日	7日	10日	98日	60日	15日	15日	15日	98日	15日	15日	60日	15日
重慶市	5日	10日	15日	98日	20日	15日	15日	7日	98日	15日	15日	30日	15日
成都市	5日	20日	5日	98日	30日	15日	15日	15日	98日	15日	15日	60日	20日
広東省	3日	10日	3日	98日	15日+35日*4	30日	15日	10日	98日	30日	15日	30日	15日

* 蘇州市は江蘇省と同様。杭州市は浙江省同様

* 1：賃金1か月分の支給による代替も可

* 2：晩産休暇30日は本人または配偶者の何れかが使用可能

* 3：会社同意の場合3か月までの延長も可（1ヵ月単位）

* 4：深圳市は旧条例：30日+35日。広州市、東莞市は広東省条例同様。